

7 関弁連

(1) 関弁連について

関東弁護士会連合会(以下「関弁連」という。)は、関東甲信越と静岡県(東京高等裁判所管内)にある弁護士会、すなわち、東京三会(会員数 20,852 名)と関東十県会(会員数 5,514 名)の 13 の弁護士会で構成されている(2021 (令和 3) 年 11 月 1 日現在)。

(2) 関弁連の法的根拠・目的

弁護士法 44 条は、「同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。」と規定しており、この規定に基づき関弁連を含む全国 8 ブロックの弁護士会連合会(以下「弁連」という。)が設けられている。関弁連は、弁護士法 44 条に基づき、関弁連規約等を定めている。関弁連は、この弁連の中で最大の組織である。

関弁連の目的については、関弁連規約において次のとおり定められている。

- 1 日本弁護士連合会及び管内弁護士会の連絡に関する事項
- 2 管内弁護士相互間の協力及び懇親を目的とする事項
- 3 司法の改善、発達並びに人権擁護及び社会正義の実現に関する事項
- 4 管内弁護士の品位及び地位の向上並びに学術の研究に関する事項
- 5 司法修習生の修習方法に関する事項
- 6 前各号に関連する事項

(3) 関弁連の組織

関弁連規約によると、関弁連には理事 43 名乃至 45 名(後記のとおり 2014(平成 26)年度に東京三会の会長が常務理事に追加されて 3 名増員、日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)の男女共同参画推進特別措置により日弁連副会長に管内弁護士会の女性会員が選任された場合に常務理事に就任できるように、2019(平成 31)年度に 2 名増員された。現在は理事 45 名である。)及び監事 2 名を置き、管内弁護士会は、毎年 3 月 31 日までにそれぞれ会長を含めて所定の人数(東弁は会長の他に 10 名(計 11 名))の理事を選任する。理事は理事会を組織し、理事会において、理事のうち 1 名を理事長に、また、23 名乃至 25 名を常務理事に選任し(現在は常務理事 25 名である。)、常務理事のうち 1 名を副理事長に選任する。

関弁連の基本的な運営は、毎月定例の常務理事会の他、理事会で懸案を討議、決定し、又、後記のとおり 22 の委員会・協議会・プロジェクトチームが活発な活動を行っている。

(4) 関弁連の活動

ア 理事会・常務理事会の活動

理事全体が参加する理事会は、年 4 回程度の開催である。常務理事会は、理事会が開催される月を除き、毎月 1 回程度開催され、様々な関弁連としての意思決定を行う。

イ 各種委員会の活動

関弁連においては、現在 22 の委員会・協議会・プロジェクトチームが活動している。具体的には、総務委員会、財務委員会、会報広報委員会、地域司法充実推進委員会、人権擁護委員会、環境保全委員会、外国人の人権救済委員会、民事介入暴力対策委員会、

弁護士偏在問題対策委員会、研修委員会、裁判官候補者推薦に関する委員会、裁判官選考検討委員会、法教育センター、憲法問題に関する連絡協議会、弁護士業務妨害対策委員会、消費者問題対策委員会、シンポジウム委員会、法曹倫理教育に関する委員会、高齢者・障がい者に関する委員会、男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会、災害対策委員会、スポーツロイヤー養成プロジェクトチームがある。これらの委員会等は、歴史的にもまた現在においても活発な活動を行っており、貴重かつ有益な成果を残している。また、委員会活動の活性化、委員会と執行部との連携及び委員会間の情報交換を行う場として、毎年、各種委員会委員長会議を開催しており、2021(令和3)年度は、7月13日にZoomでのオンラインで開催された。

ウ 関弁連定期弁護士大会・シンポジウム

毎年秋に開催される関弁連定期弁護士大会・シンポジウムは、関弁連最大の恒例行事であるが、2021(令和3)年度は、9月24日、軽井沢プリンスホテルウエストにおいて、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、完全Web配信にて、定期弁護士大会・シンポジウムを開催した。

シンポジウムは、「性別違和・性別不合があっても安心して暮らせる社会をつくる一人権保障のため私たち一人ひとりが何をすべきか―」をテーマとして、基調講演及び憲法論から法律上の性別変更の問題など多岐にわたった発表がなされた。定期弁護士大会は、「性別違和・性別不合があっても安心して暮らせる社会をつくるための宣言」が採択されるとともに、「日本国憲法の改正手続に関する法律の抜本的な改正を求める決議」、「関東弁護士会連合会において男女共同参画を推進する決議」、「弁護士会や各士業と行政が連携して被災者支援をすることの重要性を確認し、より一層推し進めていく決議」が採択された。定期弁護士大会における宣言・決議案の審議については、2020(令和2)年度と同様に、事前に関弁連HPにて宣言・決議案の意見を伺う投票フォームを設置して会場に出席できない会員が意見を表明できる機会を設けるなどの配慮がなされた。

エ 東日本大震災等災害への対応

関弁連は、災害対策にも力を入れており、2021(令和3)年度の第1回理事会にて、前年度の活動を引き続き行うこと及び従前の体制を引き継いだ体制を組むことが承認され、災害対策事務局の事務局長には副理事長が就任し、事務局長を補佐する事務局次長2名を選任した。なお、災害復興支援基金会計については、年度初めに1000万円の予算を確保するとの方針の下、2021(令和3)年度も約1000万円の予算を確保している。

東日本大震災の災害支援については、2021(令和3)年度も、これまで実施してきた活動を引き継いで行うこととなり、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの委託に基づき、福島県における法律相談のための弁護士派遣を実施している。

また、2021(令和3)年度は、令和3年7月豪雨災害(熱海市土砂災害)への対応として、静岡県弁護士会にお見舞い状を送付し、災害復興支援基金会計から義援金100万円を送金するとともに、中国地方弁連から関弁連への義援金30万円を静岡県弁護士会に送金した。令和3年8月豪雨災害への対応としては、福岡県弁護士会に災害復興支援基金

会計から義援金 20 万円を送金した。

さらに、2020(令和 2)年度に設置された支援統括本部（新型コロナウイルス感染症災害対策本部）について、2021(令和 3)年度も従前通りの体制を組むことが第 1 回理事会で承認され、本部長には理事長、本部長代行には副理事長、副本部長には管内弁護士会会長が就任した。

また、2021(令和 3)年度は、支援統括本部又は災害対策委員会からの提案により、オンラインにより災害関連の研修会、市民講座が開催された。5 月 14 日、緊急研修会「第 1 回コロナ版自然災害債務整理ガイドラインの疑問～経験者に聞こう、ガイドラインの実務～」、7 月 9 日、緊急研修会「災害時の被災者支援制度と罹災証明の認定等について」、7 月 30 日、緊急研修会「コロナ禍における債務整理～被災ローン減免制度の相談対応～」9 月 28 日、緊急研修会「第 2 回コロナ版自然災害債務整理ガイドラインの疑問～経験者に聞こう、ガイドラインの実務～」各研修会が、Zoom でのオンラインで開催された。また、9 月 1 日、市民講座「災害時におけるデマ・誹謗中傷問題を考える～関東大震災から 98 年目にあたって～」も Zoom でのオンラインで開催された。

オ 地区別懇談会

関弁連は、日弁連執行部と関弁連管内単位弁護士会会員との連絡調整、意見交換を図るために毎年地区別懇談会を開催している。2021(令和 3)年度については、第 1 回は、7 月 6 日に栃木県弁護士会が担当し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、Zoom でのオンラインで開催された。なお、第 2 回は、2022(令和 4)年 1 月 25 日に、千葉県弁護士会の担当により千葉市で Web 併用のハイブリッド方式での開催が予定されている。

カ 法曹連絡協議会・司法協議会

関弁連と東京高等裁判所管内の裁判所・検察庁との間で、管内司法全般につき、関弁連提出の議題を中心に、情報交換、検討協議するため、関弁連の主催により法曹連絡協議会が年 1 回開催されており、2021(令和 3)年度は、12 月 8 日に開催される予定である。

また、これと同趣旨で、東京高等裁判所の主催により司法協議会が開催されており、2021(令和 3)年度は、第 1 回は 5 月 27 日、第 2 回は 9 月 22 日に、出席者を限定して開催された。なお、第 3 回は 2022(令和 4)年 1 月 26 日に開催される予定である。

キ ブロックサミット

ブロックサミットは、関弁連を含めた全国 8 ブロックの弁護士会連合会の代表者等が一堂に集まり、弁連の抱える問題につき意見交換する会議である。歴史的には、1999(平成 11)年 2 月に福岡で第 1 回が開催され、その後開かれない時期もあったが、2006(平成 18)年以降は年 3 回開催されている。

2021(令和 3)年度については、第 1 回は 6 月 18 日に関弁連担当で、第 2 回は 11 月 17 日に中国地方弁連担当で、いずれも Zoom によるオンラインで開催された。第 3 回は、2022(令和 4)年 2 月 18 日に関弁連の担当で会場開催の予定である。

ク ブロック大会、各種会合への参加

全国8つの弁護士会連合会は、それぞれ毎年定期大会（ブロック大会）を開催している。関弁連として、これらのブロック大会に参加することは、他の7つの弁連の実情を知り、関弁連の今後の施策を考えるうえで、重要かつ有意義であることから、例年、正副理事長は全てのブロック大会に参加している。2021（令和3）年度は、11月26日に鳥取県で開催された中国地方弁連のブロック大会に理事長及び担当常務理事が参加したが、その他のブロック大会については、会員のみ出席可能なWeb開催などとなった。

また、東京三会理事者会は、毎月1回開催されているが、この会には正副理事長、常務理事及び事務局長がオブザーバとして参加し、東京三会と関弁連の連絡・協力・調整を図っており、2021（令和3）年度は、4月以降、毎月1回開催されている。

ケ 関弁連管内弁護士会訪問

正副理事長、常務理事及び地域司法充実推進委員会委員は、例年、毎年5月から7月にかけて、当年度の重点課題と施策を各弁護士会に説明し、また、各会の実情を認識して、各会からの要望を受けて関弁連の会務に反映させるために、各弁護士会を訪問し、意見交換を行っている。2021（令和3）年度については、神奈川県弁護士会はWeb併用のハイブリッド方式での開催、埼玉弁護士会は会場開催となったが、その他の弁護士会については、Zoomによるオンライン開催となった。

コ 関東十国会への参加

例年、関東十国会との情報交換・相互交流を深めるため、関東十国会が毎年開催する定時懇談会、夏期研修会等に関弁連執行部が招待され、出席している。2021（令和3）年度については、十国会定時懇談会が6月19日に長野県弁護士会の担当によりテレビ会議システムにて開催され、十国会夏期研修会は8月28日に埼玉弁護士会の担当によりWeb併用のハイブリッド方式で開催された。

サ 関東学生法律討論会

関弁連は、毎年2回ずつ行われている関東学生法律討論会を後援しており、毎回常務理事を審査員として派遣し、熱心な学生の討論を聞き、講評を行い、賞状と賞品の授与を行っている。2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となったが、2021（令和3）年度については、第1回は6月12日、第2回は10月2日に、いずれもZoomによるオンラインで開催された。

シ 各種の声明等

4月13日、「出入国在留管理庁の『令和2年9月28日付け送付の国連の恣意的拘禁作業部会による意見書に対する日本政府の対応』の撤回を求める理事長声明」、4月30日、「少年法等の一部を改正する法律案の内容に強く反対し、廃案を求める理事長声明」、5月20日、「入管法改定案の取り下げにあたり、改めて出入国管理や難民認定の根本的な見直しを訴える理事長談話」、7月9日、「静岡県内における被災者支援活動に関する理事長声明」を、それぞれ執行した。

また、8月19日、外国につながる児童・生徒の現状の教育環境を把握し、教育を受ける権利の保障のための現状改善の働きかけを行う際の資料とすることを目的として実施されたアンケートの分析結果として、「外国につながる児童・生徒の教育の実態に関する

アンケート調査結果報告書～教育を受ける権利の保障のために～」を公開した。

(5) 関弁連の課題

ア 理事長の輪番制の変更

理事長選出の慣行は、東京三会がそれぞれ4年に1度、横浜弁護士会（現在は「神奈川県弁護士会」）が8年に1度、8年に1度は他の9弁護士会から選出するというものであったが、2013（平成25）年度に、関弁連は、弁護士連合会ではなく弁護士会連合会であり、弁護士会の規模の大小にかかわらず、無理のない範囲で、理事長職を担うべき責務を負っていると考えるべきであるとし、理事会において、次のとおり決議し、管内弁護士会に通知した。

- ・関弁連の理事長について、現行の慣行を改め、2014（平成26）年度からは、東京三会と関東十国会から毎年交互に選出する。
- ・東京三会から選出する年度については、東弁、一弁、二弁の順とする。
- ・関東十国会から選出する年度については、その選出に関するルールの設定を関東十国会の協議に委ねる。
- ・理事長については、各弁護士会の会長経験者から選出されることが望ましい。
- ・上記理事長選出の慣行の見直しについては、実施から10年経過時に実施状況等を考慮して見直す。

イ 東京三会と関東十国会の関係の強化

東京三会と関東十国会とは規模や地域特性が異なり、その置かれた状況や直面する課題が異なる。同じ支部問題と言っても、東京三会の場合は、立川支部という大規模支部の本庁化の問題であるが、小規模単位会の場合は、支部で裁判員裁判や労働審判が行われない、裁判官、検察官が足りないといった問題として現れる。規模で言えば、関弁連に所属する弁護士のうち、東京三会に所属する弁護士の占める割合は約8割であり、関東十国会に所属する弁護士は約2割に過ぎない。したがって、人数比で言えば東京三会が圧倒的な規模を有するが、東京三会に所属する弁護士の関弁連に対する関心は高いとは言えず、逆に、関東十国会は、過去に持ち回りで研修会を行うなど人的交流も活発で、関係が深かったという歴史的経緯があり、関東十国会所属の弁護士のほうが比較的関弁連に対する関心が高いと思われる。しかし、数において約8割の弁護士が所属する東京三会の弁護士の関弁連に対する関心や参加意識が薄いとすれば問題である。日弁連の充実強化を図るためには、最大の弁連である関弁連の充実強化を図る必要があり、東京三会からさらなる人員を関弁連に参加できるような方策を講じ、東京三会と関東十国会の人的な交流による意思疎通の機会を深め、相互の協力体制を強化する方策を具体的に考えるべきである。

その一環として、2014（平成26）年度より、東京三会の会長の関弁連常務理事への就任が制度化された。すなわち、関弁連常務理事は、東京三会を除く10弁護士会の会長が就任するのに対し、東京三会の会長は、日弁連副会長を兼務し多忙であることから、慣行として常務理事には就任せずに理事を務めるに止まっていた。この点について、理事

長選出の慣行の見直しと同時に、東京三会の会長にも常務理事に就任し、東京三会との関係を強化することが望ましいとし、理事の人数を40名から43名として、増加した3名分は東京三会に1名ずつ割り当てること、常務理事の人数を20名から23名にするとの関弁連規約の改正を行い、また増員された常務理事3名については東京三会に1名ずつ割り当てることと、当該年度の会長を当てることを慣行とすることになった。これによって2014（平成26）年度から東京三会を含めた管内全弁護士会の13名の会長、5名の日弁連副会長（このうち3名が東京三会の会長）が常務理事に就任し、管内弁護士会間の連携、東京三会と関東十国会の意思疎通が効果的になされ、また日弁連の政策について管内弁護士会への速やかな情報提供が実現している。なお、前記のとおり、2019（平成31）年度に、理事の人数を43名乃至45名、常務理事の人数を23名乃至25名にするとの関弁連規約の改正を行っている。

ウ 制度改革の成果

2014（平成26）年に60周年を迎えて、関弁連の制度改革が実現し、その後は、常務理事会等に、東京三会会長が、極めて多忙な中、常務理事として参加することが多くなり、東京三会と関東十国会との意思疎通が、さらに向上した。2015（平成27）年度は、関弁連理事長と管内の全13弁護士会会長が、初めて連名で声明を出し（「安全保障関連法案に反対し、衆議院本会議における強行採決に抗議する声明」）、関弁連正副理事長と13弁護士会会長等が出席して司法記者クラブで記者会見を行うことができたのも、制度改革の成果であろう。

エ 関弁連と日弁連との連携の強化

2010（平成22）年度に、関弁連理事長が日弁連理事として、同理事会において関弁連の意見を直接述べることができるようにする制度が実現し、これまで以上に日弁連と関弁連の連携強化が図られたが、今次の司法制度改革により各弁連が担うべき課題は増大しており、日弁連がそれら諸課題に適切に対応するために日弁連と関弁連の関係を一層充実したものにする必要がある。この点に関し、2008（平成20）年3月14日に「弁護士会連合会のあり方等検討ワーキンググループ（柳瀬康治座長）」より、弁護士会連合会の位置づけを明確にし、その機能・役割を強化すべきであることを内容とする意見書が提出されており、前年度の関東十県の弁護士会会長及び前年度の関弁連副理事長等が委員として含まれる総務委員会を中心に随時検討がなされている。

オ 各種委員会の活性化と広報活動の充実強化

関弁連では先進性や地域性を特色とする22の委員会・協議会・プロジェクトチームが活発に活動しており、管内の各弁護士会のベテランの弁護士と多くの若い世代の弁護士による、弁護士会の枠を超えた参加、活動、交流が、関弁連を支えている。東弁は、今後、これらの活動をさらに積極化していくため、東弁から更に多くの委員を関弁連の委員会に送り、若手会員の活躍の場を拡大するとともに、東京三会と関東十国会の人的交流や意思疎通の場をさらに拡大することも検討課題として考えられる。

カ 男女共同参画のさらなる推進

日弁連において、2018（平成30）年1月に策定した「第三次日本弁護士連合会男女共

同参画推進基本計画」に基づき、2018（平成 30）年度から女性副会長クォータ制、2021（令和 3）年度から女性理事クォータ制が導入される状況のなか、関弁連においても、男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会が設置され、関弁連における施策・方針決定過程への女性会員の参画を拡大するための施策（女性常務理事クォータ制）の導入を検討している。なお、関弁連の常務理事に占める女性会員の割合は、過去 14 年間において 10%に達した年は 2014（平成 26）年度、2015（平成 27）年度、2016（平成 28）年度、2018（平成 30）年度及び 2021（令和 3）年度のみであり、2021（令和 3）年度は理事長を含めて 26 名中 6 名（23%）となったが、2020（令和 2）年度は女性常務理事 1 名にとどまった（4.35%）。

2021（令和 3）年度の定期弁護士大会において「関東弁護士会連合会において男女共同参画を推進する決議」を採択し、関弁連における意思決定過程に女性会員の意思を反映させていくための女性会員の参画拡大の施策（女性常務理事クォータ制）をどのように導入し、いかに実行していくか（選出会を関東十県会とするか、東京三会を含めるかなどの選出方法等）、引き続き検討していくことが必要であると考えられる。

キ 財政の強化

2019（令和元）年度予算では、委員会費を一律 10%以上削減するなどして、8 年続いた赤字予算を解消し、2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、様々な会議が Zoom 等でのオンライン開催となり、委員会予算のうち相当部分を占める旅費の支出額が減少するなど予算執行率が低下し、黒字決算となった。

再度の赤字決算を発生させずに財政の健全化を維持し、強化していくため、収入規模に見合った予算編成が求められ、執行部には厳格な予算執行が求められるが、他方で、委員会は関弁連活動の要であり、予算によりその活動が制限されないよう配慮することも必要である。

なお、2021（令和 3）年度においても、上記方針の下、各委員会に対し、オンライン、Web 併用のハイブリット方式での開催の普及により可能な範囲での旅費の削減をお願いするなど行って、黒字を確保した予算を編成している。

以 上